

石川県介護未経験者採用・定着促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県介護未経験者採用・定着促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新たに雇い入れた介護未経験・無資格者（以下「被雇用者」という。）に対し、OJT・Off-JTの実施と定期的な面談・評価の実施に加え、被雇用者に介護職員初任者研修または実務者研修を受講させ、介護職員として育成をする事業者に対して支援することで、介護未経験・無資格者の介護分野への参入及び職場定着を促進することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護サービス事業者

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づきサービスを提供する事業者をいう。

(2) 介護職員初任者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

(3) 実務者研修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の養成施設において実施する研修をいう。

(補助金交付の対象となる者)

第4条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、石川県内で介護保険施設・事業所を運営する介護サービス事業者とする。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかを満たす法人とする。

(1) 「いしかわ魅力ある福祉職場認定制度」の認定を取得している法人であること。

(2) 「いしかわ魅力ある福祉職場認定制度」の認定取得に向けた「宣言書」を県に提出しており、新規採用者に対するOJT・Off-JT、定期面談・評価についての定めのある育成計画等を策定している法人であること。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 4 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金交付の対象となる経費及び補助基準額等）

第5条 この補助金の交付対象となる補助事業の内容、経費（以下、「補助対象経費」という。）及び補助基準額（上限額）は、別表のとおりとする。

2 他事業による補助金等の交付を受けている場合は、補助事業に要する経費から、その額を控除する。

（補助金交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金事前着手届）

第7条 補助事業者のうち、補助金の交付決定前に補助事業を開始した者は補助金の交付を受けることができない。ただし、補助金の交付決定前に事業を開始しようとする場合において、事業開始前に石川県介護未経験者採用・定着促進事業費補助金事前着手届（様式第2号）を知事に提出したときは、この限りでない。

（補助金交付決定）

第8条 知事は、第6条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第9条 知事は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助金の交付決定額に変更がなく、補助事業に要する経費の間の20%以内の変更については、この限りではない。

- (2) 補助事業を中止しようとする場合には、中止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助事業の遂行）

- 第10条 補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、補助事業を行わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならない。

（状況報告）

- 第11条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、又は実地に調査することができる。なお、補助事業者は、調査に協力しなければならない。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者は、交付決定に係る補助事業が完了したときは補助事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第13条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第14条 補助金の支払いは精算払いにより交付する。
- 2 補助事業者は、補助金精算請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業完了後の追跡調査）

- 第15条 知事は、補助事業者に対して、補助事業完了後の被雇用者の現況等について調査を行うことができる。補助事業者は、この調査に協力しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

- 第16条 知事は、補助事業者が補助事業に関して、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の額の確定の有無に関わらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第4条第1項及び第2項の規定に該当しなくなったことが判明したとき若しくは第4条第3項及び第4項の規定に該当することが判明したときは前項の規定を準用する。

(消費税等に係る税額控除の申告)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了の日(事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業の内容	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助基準額 (上限額)	補助率
<p>事業期間内※に以下の条件をすべて満たした補助事業者に対し、補助金を交付する。</p> <p>○補助事業者が被雇用者に対し、新規採用者育成計画に基づき「OJT・Off-JT」「定期面談・評価」を実施すること。</p> <p>○被雇用者が介護職員初任者研修または実務者研修の受講を開始し、修了すること。受講経費の一部又は全部を事業者が負担すること。</p> <p>○事業完了時点で、雇用を継続していること。</p> <p><u>※介護職員初任者研修の場合は6か月、実務者研修の場合は9か月</u></p>	<p>被雇用者に給料（基本給）として支払われた雇用経費の6か月分</p>	<p>被雇用者に給料（基本給）として支払われた雇用経費の3か月相当分</p>	<p>1事業者あたり 500千円</p> <p>ただし、対象経費の実支出額が補助基準額を下回る場合は、当該実支出額とする。</p>	<p>10/10</p> <p>※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
	<p>被雇用者が受講した介護職員初任者研修または実務者研修に要する経費のうち補助事業者が負担した分</p>	<p>被雇用者が受講した介護職員初任者研修または実務者研修)に要する経費のうち補助事業者が負担した分</p>	<p>1事業者あたり 100千円</p> <p>ただし、対象経費の実支出額が補助基準額を下回る場合は、当該実支出額とする。</p>	